

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:阿久比町長、阿久比町議会議長、阿久比町教育委員会

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.8 %
全ての職員	62.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	97.8 %
本庁課長補佐相当職	96.4 %
本庁係長相当職	102.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.9 %
31～35年	91.1 %
26～30年	92.8 %
21～25年	85.2 %
16～20年	87.4 %
11～15年	86.5 %
06～10年	86.1 %
01～05年	88.8 %

【説明欄】

・2(1)役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」について、女性職員がいないため、差異の算出は行っていません。
・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員について、全体に占める女性の割合は87.8%と高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っています。
・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は62.6%です。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。